

6 輸 国 第 4 6 7 9 号

関税割当公表第 76 号の 2

令和 7 年度の無機質濃縮ホエイの関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）
第 6 条の規定に基づき、無機質濃縮ホエイの関税割当てに関する事項を下記の
ように定めます。

令和 7 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 無機質濃縮ホエイ（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第
36 号）別表第 1 第 0404.10 号に規定するもの）で、かつ灰分の含有率が 11%
以上のもの。

2 割当数量 14,000 トン

3 通関期限 令和 8 年 3 月 31 日

第 2 その他

関税割当申請書の提出の時期及び提出先、添付書類その他手続に関し必要
な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和 7 年度の無機質濃
縮ホエイの関税割当てについて（令和 7 年 3 月 11 日付け 6 輸国第 4156 号関
税割当公表第 76 号）によるものとする。